5　申請の時期

令和８年３月26日から令和８年４月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和８年４月７日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。

https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メール（着信確認を行うこと。）により提出すること。

○「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の写し

【提出先】北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880

電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　地域維持型建設共同企業体の構成　地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組合せとする。

①　北陸地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、当該業務委託契約の締結日までに、地域維持型建設工事共同企業体のうちの１社の管理技術者を配置する社は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）ただし、地域維持型建設共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において、北陸地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は、１つの組み合わせによるものとする。ただし、地域維持型建設共同企業体で請け負った履行中の工事と、別の組み合わせの地域維持型建設共同企業体により競争参加資格確認申請する本工事の工期が重複せず、北陸地方整備局長が必要と認める場合は、別の組み合わせで地域維持型建設共同企業体を結成し登録することができるものとする。

⑥　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和８年３月26日において次の条件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に、元請けとして完成した工事で代表の構成員が次に掲げる(a)～(d)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(a)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事

(b)　トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が60㎡以上

(c)　施工延長（掘削かつ覆工）が700ｍ以上

(d)　土被りが20ｍ未満（ただし、坑口部を除く。坑口部とは土被りが２Ｄ（Ｄは掘削幅）以下の範囲とする。）

ただし、上記(a)から(d)は同一トンネルであること。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①(a)～(d)の施工実績は専任で配置する技術者が有すること。

④　次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を当該業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。管理技術者は、「予定管理技術者の経歴等」（別記様式４）により提出することとし、地域維持型ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：トンネル―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

⑤　構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。